

交通機関の割引等

都営交通無料乗車券

■対象

次の要件のいずれかに該当する方

(1) A券

①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③戦傷病者手帳所持者 ④被爆者健康手帳所持者のうち特定の方（厚生労働大臣の認定を受けたもの、および健康管理手当の受給者）

(2) B券

⑤生活保護受給世帯員 ⑥児童扶養手当受給世帯員 ⑦中国残留邦人等 ⑧被救護者
※①②③④はシルバーパス所持者を除く。⑤⑥は世帯で1名のみ。

■内容

都バス、都電、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーについて無料乗車券を交付します。

<介護者の割引>

介護者は手帳所持者の介護で定期券を利用する場合、手帳の提示により5割引(定期券も可)、都バス定期券は3割引になります。

<介護者の対象>

- (1)都バス・都電、日暮里・舎人ライナーは身体障害者手帳および愛の手帳所持者の介護者
- (2)都営地下鉄は身体障害者手帳第1種・愛の手帳所持者の介護者と12歳未満の第2種身体障害者手帳所持者の介護者

■手続に必要なもの

対象①②③の方は手帳、④の方は手帳と認定書または健康管理手当証書、⑤⑦の方は決定通知書、⑥の方は手当証書、⑧の方は証明書

※更新の場合は現在お持ちの都営交通無料乗車券も必要です。通用期限となる月の1日から申請できます

■窓口

障害福祉相談窓口（区役所1階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）
各地域事務所（南中野・東部・江古田・野方・鷺宮）

都営交通無料乗車券のICカード式(PASMO)切替

■ICカード式(PASMO)への切替

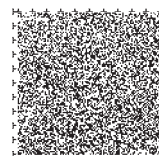
都営無料乗車券（都営交通乗車証）は、ICカード式（PASMO）に変更することができます。希望者は、有効期限の切れていない無料乗車券（磁気券）とPASMO（定期券が記載されたものや小児用PASMO等は不可）を持って、直接都営地下鉄の定期券発売所へ。PASMOをお持ちでない場合は、変更時に窓口で購入できます。

※ICカード式に変更すると紛失した場合の再発行が何度でも可能になります。（ただし有料）

■PASMOに関する問合せ窓口

都営交通お客様センター ☎3816-5700

または都営地下鉄の定期券発売所（中野区に近いところは次のとおり）



タクシー運賃の割引

■対象

①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者

■内容

都内でタクシー乗車時、乗務員に手帳を提示することでタクシー運賃が1割引になります。

※③については、割引適用の有無を各タクシー事業者にご確認ください。

福祉タクシー利用券・福祉ガソリン券

■対象

所得が基準額（35ページの障害者福祉手当の限度額参照）以内で、次の要件のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳の下肢、体幹、または移動機能障害1～3級の方 ②身体障害者手帳の視覚障害1・2級の方 ③身体障害者手帳の上肢機能障害1級の方 ④身体障害者手帳の内部障害1・2級の方 ⑤愛の手帳の1・2度の方

※手帳の総合等級とは異なります。

※特別養護老人ホームの施設に入所されている方は対象外です。

※在宅生活者で中野区に住所のある方

■内容

1年単位で、1か月あたり1冊の福祉タクシー利用券（月額4,000円）または福祉ガソリン券（月額3,300円）を交付します。

一度申請された方へは毎年3月下旬までに翌年度分の券を郵送しますので、新たに申請する必要はありません。（変更がある際は変更申請書の提出が必要です。）なお、申請した障害者本人以外は使用できません。福祉ガソリン券は区と契約のある区内給油所で、ガソリンまたは軽油を給油した際の代金として利用できる券です。利用登録をした車両以外は使用できません。券は利用時に何枚でも使用できます。

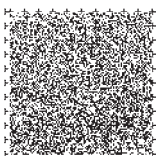
■手続に必要なもの

①手帳 ②福祉タクシー券交付確認帳（今まで申請したことがある方） ③課税証明（転入の場合）
④自動車検査証の写し（福祉ガソリン券の交付を希望する場合）

■窓口

障害福祉相談窓口（区役所1階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）



リフト付福祉タクシー利用券

■対象

福祉タクシー券対象者のうち車いすやストレッチャーを使用することが必要な方

■内容

リフト付福祉タクシーを利用するときの予約料金・迎車料金が無料となる「車いす券」(月1冊8枚)と「ストレッチャー券」(月2枚)を交付します。

※原則として車いす券・ストレッチャー券どちらか一方を申請できます。

※「中野区リフト付福祉タクシー予約先一覧」に記載のある業者に、事前に予約が必要です。

■窓口

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)

JR線の割引

■対象

身体障害者手帳・愛の手帳所持者

■内容

	割引乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	JR線・連絡会社線全線 ※ただし、回数乗車券はJR線区間の単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます)	50%	JR線・連絡会社線全線
第1種および第2種障害者が本人単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	JR・連絡会社線の片道100kmを超える区間 ※JR線以外の民間鉄道については各社にお問い合わせください。

※グリーン車は対象外となります。

※12歳未満の障害児については、小児運賃の5割引となります。

※私鉄および航路の割引は各私鉄会社等にお問い合わせください。

■利用方法

発売窓口到手帳を提示し、行先等を伝えてください。または障害者用Suicaや障害者用PASMOを駅で購入し、ご利用ください。

■窓口

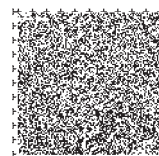
直接JRの窓口へ手帳持参(JR東日本お問い合わせセンター ☎050-2016-1600)

■対象

戦傷病者手帳所持者

■内容

JR各社の鉄道を利用するための乗車券引換証を、年度ごとに障害程度に応じた枚数を交付します。



■窓 □

東京都福祉局 生活福祉部 企画課援護恩給担当（都庁） ☎5320-4078 FAX5388-1403

JR通勤定期乗車券の割引

■対 象

児童扶養手当の受給者または同一世帯員

■内 容

普通定期券の3割引で「特定者用の通勤定期乗車券」が購入できます。

■利 用 方 法

子ども総合窓口児童手当係（区役所3階）または郵送で申請書を提出し、「特定者資格証明書」・「特定者用定期乗車券購入証明書」を受け取ってください。（郵送申請をご希望の方は事前に電話でご連絡ください。中野区子育て支援課児童手当係 ☎3228-8952）

■手続きに必要なもの

定期券を購入する方の顔写真（正面上半身、たて4cm×よこ3cm）

※最近6か月以内のもの。

※一度使用した写真は再度使用できません。新しいものをご用意ください。

■定期券の購入窓口

JRのみどりの窓口で上記2点の証明書を添えて購入してください。（JR東日本お問い合わせセンター ☎050-2016-1600）

東京メトロ旅客運賃の割引

■対 象

身体障害者手帳・愛の手帳所持者

■内 容

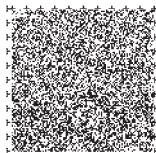
	割引乗車券の種類	割引率	備 考
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 定期乗車券	50%	本人、介護者ともに適用されます
第2種障害者（小児または乳幼児に限る）の介護者	定期乗車券	50%	小児定期乗車券は割引対象外。介護者にのみ適用されます。（介護者に対しては通学定期は発行できません）
手帳所持者が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	東京メトロ線と他の鉄道線とを通算して片道101km以上の区間の連絡普通券を購入する場合

■利 用 方 法

発売窓口到手帳を提示し、行先等を伝えてください。または障害者用Suicaや障害者用PASMOを駅で購入し、ご利用ください。

■窓 □

直接東京メトロの窓口へ手帳持参（東京メトロお客様センター ☎0120-104-106）



民営バスの割引

■対 象

- ①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③第1種身体障害者手帳所持者と同乗する介護者
④第1種、第2種愛の手帳所持者と同乗する介護者

■内 容

都内の民営バスについて、第1種身体障害者手帳所持者と同乗する介護者、および第1種・第2種愛の手帳所持者と同乗する介護者は5割引で乗車できる「民営バス乗車割引証」を交付します。(定期券は3割引)

■利 用 方 法

本人が単独で利用する場合は、手帳の提示で5割引になります。

本人が介護者と乗車する場合、介護者は「民営バス乗車割引証」の提示で5割引になり、本人は、手帳の提示で5割引になります。

■割引証交付窓口

障害福祉相談窓口(区役所1階)

各すこやか障害者相談支援事業所(中部・北部・南部・鷺宮)(18~19ページをご覧ください)

各地域事務所(南中野・東部・江古田・野方・鷺宮)

精神障害者都営交通乗車証

■対 象

精神障害者保健福祉手帳所持者

※ただし、シルバーパス又は他の障害者等の無料乗車券を所持する場合は除く。

■内 容

都営交通(都電、都バス、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナー)の全運行区間を無料で乗車できる「精神障害者都営交通乗車証」を交付します。

■手続きに必要なもの

精神障害者保健福祉手帳

※更新の場合はお持ちの精神障害者都営交通乗車証も必要。期限の13日前から申請できます。

■窓 口

都電、都バス、都営地下鉄及び日暮里・舎人ライナーの定期券発売所(一部発行できない定期券発売所もあります)

■問 合 せ

東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課生活支援担当 ☎5320-4464

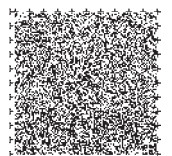
精神障害者に対するバス運賃の割引について

写真付きの精神障害者保健福祉手帳を運賃支払時に乗務員に提示すると、都内の路線バスの運賃が半額になります。(都営バスは、「都営交通乗車証」(都営交通定期券発売所で発行)を提示していただければ、無料で乗車できます。)

■対 象

原則として、東京都が発行する、写真付きの精神障害者保健福祉手帳所持者(本人のみ)

※本人以外や東京都以外が交付した手帳などへの適用については、バスの運行事業者に直接お問い合わせください。



■適用範囲

東京都内を運行する一般路線バスの都内区間

※高速バス、空港連絡バス、深夜急行バス等は除きます。

※コミュニティバスの割引の有無は、バスの運行事業者に直接お問い合わせください。

■割引運賃

原則として、運賃が半額

※PASMO(パスモ)、Suica(スイカ)を利用する際も割引が適用

※定期券や小児運賃への適用、割引の計算方法などについては、バスの運行事業者へ直接お問い合わせください。

■利用方法

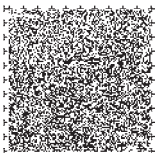
①運賃支払いの際に、精神障害者保健福祉手帳の写真が貼付されたページを開いて、乗務員に提示してください。

②PASMO(パスモ)、Suica(スイカ)をご利用になる場合は、運賃支払いの際、事前に乗務員にお申し出ください。

■問合せ

運賃の割引については、バスの運行事業者へ直接お問い合わせください。

東京都福祉局 障害者施策推進部 精神保健医療課生活支援担当 ☎5320-4464



自動車有料道路の割引

■対 象

次の要件のいずれかに該当する方

- (1)身体障害者手帳・愛の手帳所持者（第1種・第2種）が自分で運転する場合
- (2)身体障害者手帳・愛の手帳所持者（第1種）を同乗させて介護者が運転する場合

■内 容

有料道路においていずれかの方法で通常料金が5割引になります（ただし端数を10円単位で切上げる）。事前申請が必要です。

●手帳・ミライロID提示での割引

有料料金所の係員に、手帳の有料道路割引の記載ページまたは株式会社ミライロが提供するスマートフォン向けアプリを提示してください。

●ETC利用による割引

登録済みのETC車載器とETCカードをセットで利用してください（登録手続き後、利用可能の通知を受け取ってからになります）。

■手続に必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳
- ②運転免許証（本人運転のみ）
- ③自動車検査証
＜自家用車をETCに登録する場合は以下のものも必要＞
- ④ETC車載器セットアップ申請書・証明書等
- ⑤障害者本人名義のETCカード（18歳未満の障害者は親権者・後見人名義も可）

■ETC登録できる対象車両

本人または親族、継続的に介護する方が所有する乗用車または排気量126cc以上の二輪自動車
※個人名義のみ（法人名義、営業用車両は不可）

■申 請 方 法

以下のいずれかの方法で申請可能です。

- <https://www.expressway-discount.jp/>よりオンライン申請（マイナンバーカードが必要）
- 障害福祉相談窓口（区役所1階）または各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）にて窓口申請（ETC運営団体宛てに郵送するため、別途84円切手が必要）



■更新・変更申請について

更新申請は有効期限の2か月前から可能です。

- 変更申請は、自動車のナンバー、所有者、使用者、ETCカードの名義・番号、車載器管理番号、および本人の氏名・住所に変更のあった場合に必要です。

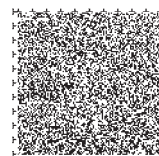
■問 合 せ 先

有料道路ETC割引登録係 ☎045-477-1233

■窓 口

障害福祉相談窓口（区役所1階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）



国内航空旅客運賃の割引

■対 象

次の要件のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者 ④戦傷病者手帳所持者

※年齢制限がある場合があります

■内 容

ご利用条件や割引対象等は、各航空会社にお問い合わせください。

フェリー旅客運賃の割引

■対 象

次の要件のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳所持者 ②愛の手帳所持者 ③精神障害者保健福祉手帳所持者

■内 容

ご利用条件や割引対象等は、各フェリー会社にお問い合わせください。

